

さゆり保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 創風
所 在 地	志布志市松山町尾野見41-1
電 話 番 号	099-487-9545
代表者氏名	理事長 山下 修一

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	さゆり保育園
施 設 の 所 在 地	志布志市松山町尾野見41-1
連 絡 先	電話番号 099-487-9545 FAX 099-487-9545
管 理 者	園長 山下修将
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	30人
開 設 年 月 日	平成24年 4月 1日

3 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	2,560.21㎡
	園 庭	2,087.46㎡

園 舎	構 造	木造
	建築面積	451.09㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	ひよこ組（0 歳児、1 歳児）
ほふく室	1 室	ひよこ組（0 歳児、1 歳児）
保育室	2 室	ぞう組（4 歳児、5 歳児クラス） りす組（2 歳児、3 歳児クラス）
調理室	1 室	

5 職員の設置状況

職 種	員数
園長	1 名
事務長	1 名
主任保育士	1 名
保育士	5 名以上
調理員、雇用員	2 名以上

※ 法令の最低基準以上の職員体制を常に整えていきます。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、7時から18時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

延長保育料は、無料とします。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘

案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、9時から17時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から9時まで又は17時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

(3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園をお願いいたします。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 保育計画

クラス毎に年間・月間・週間計画を作成し、保育を提供します。

クラス便りにて、翌月の活動計画等をお知らせします。

(3) 毎日の保育の流れ

1日の保育のスケジュールは、別紙（入園のしおり）を参照してください。

(4) 食事の提供

・昼食・おやつ

保護者の方へは、給食だよりにて翌月の献立をお知らせします。また、行事等にあわせてお弁当又はおにぎりの持参をお願いする日があります。ご協力をお願いします。

・アレルギー等への対応

食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。ご相談の上、除去するなどの対応をとります。

9 保育園と保護者との連絡

(1) 園児の保育園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。

(2) 月1回、園だよりを発行し、月の行事や連絡事項などをお知らせします。また、随時お知らせや案内を文書、園内掲示等によりお知らせします。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別紙1に掲げる費用を当園にお支払いいただ

きます。お支払方法については、別途お知らせします。

1 1 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 園児の保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 2 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科健診

医療機関の名称	山下クリニック
医 院 長 名	山下秀隆
所 在 地	志布志市松山町泰野 5 5 2
電 話 番 号	0 9 9 - 4 8 7 - 9 0 0 1

(2) 歯科検診

医療機関の名称	中原歯科医院
医 院 長 名	中原正和
所 在 地	志布志市松山町新橋 2 3 0
電 話 番 号	0 9 9 - 4 8 7 - 3 2 1 0

1 3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	消火器、火災通報装置、火災通報専用電話機
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回実施します。

1 5 園児、保護者等の個人情報について

- (1) 当園のホームページ、園だより、月の行事や連絡事項などに園児の写真、名前等を掲載することがあります。
- (2) 行政及び行政が実施する事業に必要な情報を提供することがあります。
- (3) 園児が利用する療養等のサービスを行う事業所に提供する個人情報については、別途同意書をもらうようにしています。

1 6 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。

別紙1 利用者負担金

- ・ 全員が対象となるもの
保育の提供に要する利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由	金額	
誕生会に係る費用	給食材料代	1回1人	200円
災害共済掛金	保護者から徴収する額が定められているため	年額	240円

- ・ 2号認定子どもが対象となるもの
保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由	金額	
2号認定に係る主食費	ご飯代	月額	500円
2号認定に係る副食費	おかずなど	月額	4,500円

※2号認定とは、3歳児以上の子ども

※2号認定に係る副食費について、「副食費免除対象」の子どもは、利用者負担金はありません